

高齢者虐待防止対策
指針・マニュアル

令和6年4月1日

りすの訪問看護リハビリステーション

◇◇◇高齢者虐待防止のための指針◇◇◇

はじめに

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、介護サービス等を提供する事業所は、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、老人福祉法(昭和 38年法律第 133 号)、介護保険法等(平成 9 年法律第 123 号)の趣旨を踏まえ、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定する虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者(患者)の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応の観点から、事業所における虐待の防止に関する措置を講じるため、本指針を定めます。

1、基本方針

(1) 苦情処理の徹底

虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、これを真摯に受け止め、速やかに解決するよう最大限の努力をします。

(2) 虐待の早期発見

利用者の日々の生活等を観察することにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努めます。また、虐待の兆候が現れた利用者については、速やかに「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止対策委員会」という。)を開催し、その状況について分析を行い、虐待の有無を検証します。(高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項参照)

(3) 市町村への通報

職員は、事業所内外での虐待の早期発見に努めます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した時に、その利用者の生命または身体に重大な危機が生じている場合は、速やかにこれを市町村等へ通報します。

2、高齢者虐待の定義と種類

高齢者虐待防止法においては、「高齢者」とは、65歳以上の者と定義している（高齢者虐待防止法第2条第1項）。

「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第4項）、②養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第5項）の2種に定義している。また、高齢者虐待の種類を「身体的虐待」「介護、世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種に定義している。

(1) 養護者による高齢者虐待

「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものと定義しており（高齢者虐待防止法第2条第2項）、高齢者を世話している家族、親族、同居人等がこれに該当する。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当する。

したがって、当事業所は介護保険法による養介護事業として実施する事業【訪問看護 / 訪問リハビリテーション / 居宅療養管理指導 / 介護予防訪問看護 / 介護予防訪問リハビリテーション / 介護予防居宅療養管理指導】の業務に従事する職員に該当する。

(3) 高齢者虐待の種類

① 身体的虐待

【法条文】

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」
（高齢者虐待防止法第2条第4項第1号イ）

【内容】

暴力的行為等で身体にあざ・痛みを与える行為、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

【具体例】

- ・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる等。

② 介護、世話の放棄・放任

【法条文】

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること」（高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ロ）

【内容】

意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者の身体・精神的状況を悪化させていること。

【具体例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。

- ・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間続くなど、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限する、使わせない等。

③心理的虐待

【法条文】

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ハ)

【内容】

脅かしや侮辱等の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

【具体例】

- ・排泄の失敗等を嘲笑する等により、高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮辱を込めて子供のように扱う。
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等。

④性的虐待

【法条文】

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」(高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ニ)

【内容】

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

【具体例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する等。

⑤経済的虐待

【法条文】

「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」(高齢者虐待防止法第2条第4項第2号)

【内容】

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等。

3、虐待防止に対応するにあたっての留意事項

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的な視点において利用者の権利が侵害されていると確認できる場合、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(2) 利用者の安全確保を最優先する

高齢者虐待に関する通報の中には、利用者の生命に関わるような緊急な事態も考えられ、その状況下においての対応は、一刻を争うことが想定される。緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても、利用者の安全の確保を最優先する必要がある。

(3) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、虐待の発生から時間が経過するにしたがい深刻化することが予想される。通報や届出があった場合には、常に迅速な対応を行う。

(4) 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、組織的な対応を行うことが大切である。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者につなぎ、緊急性の判断、利用者の安全、援助の方向等について、組織的に対応する。特に、利用者の安全や事実確認の調査では、業務対応者等の一人への過度の負担を避け、また、客観性の確保等の視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

(5) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関と連携することが不可欠かつ有効であることから、事業所内の対応に留まらない対応を行う。

(6) 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは、すべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができないものであり、記録の重要性を認識した対応を行う。

4、虐待防止対策委員会の設置

事業所は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するため、「虐待防止対策委員会」を設置する。

(1)委員会設置の目的

高齢者虐待等の発生防止・早期発見のため、また、高齢者虐待等の兆候が現れた利用者の速やかかつ確実な状況改善のため、その現状を分析し、虐待の有無の検証を行い、高齢者虐待等の防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(2)委員会の構成

① 委員

- ・事業部長
- ・看護師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・その他必要に応じて指名する委員

② 委員長の役割

委員長は事業所の管理者とし、委員会の運営と指導を担う。

(3)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

虐待防止の担当者は主任理学療法士とする(以下「虐待防止担当者」という)。ただし、必要に応じ、管理者の許可のもと、担当者を補佐する者を置くことがある。

(4)委員会の開催

- ① 委員会は、年1回以上開催とする。(11月の開催を基本とする。)
- ② 委員長は、虐待事案発生時等、必要に応じ、委員を招集し、委員会を開催する。

(5)委員会の検討事項

- ① 虐待防止対策委員会の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針等の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事(定期研修は年1回以上実施)
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関する事
- ⑤ 虐待等を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑧ 労働環境に関する事
- ⑧ 身体拘束適正化の推進に関する事

5、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、職員に対しての虐待防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。この研修は、事業所の指針に基づいて虐待防止の徹底を図ることを目標とする。

(1) 研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを組織的に作成し、職員教育の徹底を図る。この研修は、虐待の各種形態、その兆候の認識、適切な対応方法、法的な背景と責任に関する内容を含むこととする。

(2) 定期的な研修の実施

研修は、職員の知識とスキルを更新し、虐待防止に関する知識を高めるために重要。この研修は、年1回以上実施する。

(3) 新規採用者への研修

新規採用職員が、事業所の虐待防止方針を理解し、実践する能力を身に付けるため、虐待防止研修を実施する。

(4) 研修内容の記録

定期的研修及び新規採用者研修は、実施内容、日程、参加者等を記録し保管する。

6、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合に対応するため、以下の基本方針を定める。

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、直ちに管理者及び指定された虐待防止担当者へ報告する。また、速やかに市町村及び関係機関等へ通報する。

(2) 事実確認の協力

市町村による事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて、追加の医療・介護サービス等を提供する。

(4) 養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。介護疲れ、経済的問題、医療的課題等、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

(5) 虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

(6) 公的機関等への協力依頼

虐待が緊急性の高い事案の場合、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7、虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待等が発生した場合に対応するための相談・報告体制を整備し、職員及び利用者が安心して相談や報告ができる環境を提供する。

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。この窓口は、職員や利用者が安心して相談・報告できるように努める。相談窓口は、管理者・虐待防止担当者とする。

(2) 報告内容の適切な取扱い

報告された情報は、慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

● 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

～ 法令に基づく場合

二人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 報告者へのサポート

報告者に適切なフォローアップとサポートを行い、報告による不利益が生じないように配慮する。

8、成年後見制度の利用支援

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者やその家族に情報提供を行うとともに、行政機関等の適切な相談窓口の案内を行うなど、成年後見制度の利用を支援する。

9、虐待等に係る苦情解決方法

虐待やその疑いに関する苦情に対応し、それらを適切に解決するための体制を確立する。

(1) 苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。この窓口は、利用者が安心して利用できるように努める。相談窓口は、管理者・虐待防止担当者とする。

(2) 苦情への対応と結果報告

受け付けた苦情に対しては、事実関係の調査を行い、必要に応じて適切な対応や措置を講じる。苦情の処理にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

対応の結果は、相談者にも報告する。

(3) 苦情処理の記録と評価

苦情の処理経過と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

10、利用者(患者)等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族がいつでも閲覧できるように、事業所内に掲示するとともにホームページに公表する。

11、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

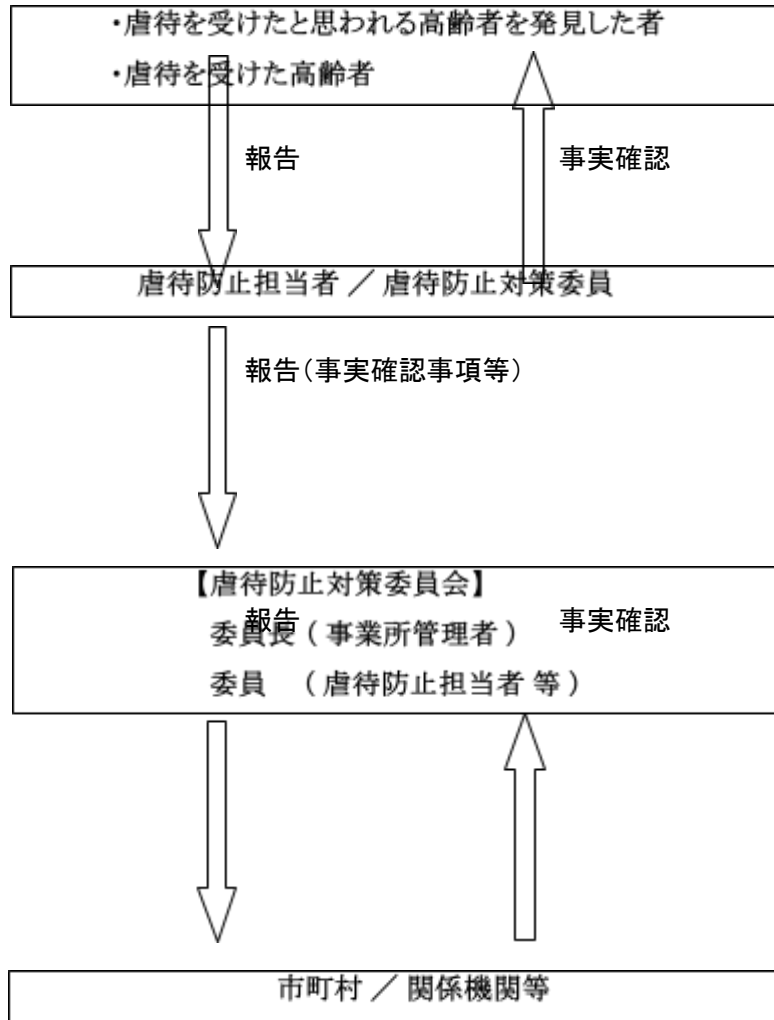
高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、事業所の管理者が虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

附則

この指針は、2024年4月1日から施行する。

《参考》

◇虐待を発見した場合の対応◇



◇「セルフネグレクト(自己放任)」の視点◇

一人暮らし等の高齢者の中には、生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等のため、本人の人権が侵害されている事例があります。

これは「セルフネグレクト(自己放任)」と呼ばれており、認知症等の疾患から適切な判断力が欠けて、様々な事情で生活意欲が低下しているために自己放任のような状態になっている場合(無意図的)、判断力や認知力が低下していないが本人の自由意思によって自己放任のような状況になっている場合(意図的)を含みます。

セルフネグレクトは、現在のところ法的定義はありませんが、何らかの対応を図っていくことは必要です。セルフネグレクトの状態は、高齢者の尊厳を守るという観点において、支援を必要としているという状態にあり、支援者は支援の視点を持つことが大切です。

◇身体拘束に対する考え方◇

身体拘束は、介護保険制度の施行時から、介護保険施設の運営基準において、サービス提供にあたって、利用者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」、原則として禁止されています。身体拘束は、原則として、高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

※身体拘束が認められる「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

次の3要件をすべて満たし、かつ、それらの要件が満たされていることを確認する等の手続きが慎重に実施されているケースに限られます。

切迫性

:利用者(患者)または他の利用者(患者)等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

:身体拘束あるいはその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一次性

:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること